一　放射線の人体に与える影響　三十分
二　放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い　一時間
三　放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程　三十分

ければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第二項に定める時間数以上とする。

項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	放射線障害予防規程
第一項	三十分	四時間	一時間	三十分
第二項	三十分	一時間三十分	三十分	三十分

別表第二　講習の時間数等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

第二条　［略］

第三条　［略］

（定期講習の時間数）

第四条　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（以下この条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は四時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間以上
二　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目	一時間以上
［項を削る。］	
三　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

2　放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間以上

改正前

第一条の二　［同上］

第二条　［同上］

（定期講習の時間数）

第三条　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（本条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間
二　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては放射線発生装置及び放射化物の取扱いに関する課目	一時間三十分
三　使用施設等の安全管理に関する課目	一時間三十分
四　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

2　放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間